

富岡ひばり第二こども園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 富徳会
所 在 地	富岡市富岡 1402
電 話 番 号	0274-62-2151
代 表 者 氏 名	理事長 岩崎 義幸

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型 認定こども園
施 設 の 名 称	富岡ひばり第二こども園
施 設 の 所 在 地	富岡市富岡 3073-1
連 絡 先	電話番号 0274-62-0300 F A X 0274-62-0301 e-メール dai2@t-hibari.com
管 理 者	園 長 小安さゆり
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員 (100名)	1号認定児 15人 (5歳児5名, 4歳児5名, 3歳児5名) 2号認定児 48人 (5歳児16名, 4歳児16名, 3歳児16名) 3号認定時 37人 (2歳児15名, 1歳児14名, 0歳児8名)
開 設 年 月 日	平成30年4月1日

3 サービスの目的・運営方針

富岡ひばり第二こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会との連携を図りながら、

園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,557.78 m ²
	園庭	909.24 m ²
園舎	構造	鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 1階建
	延べ面積	565.76 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	ひよこ組(0・1歳児クラス)
保育室	4室	りす組(2歳児クラス) うさぎ組(3歳児クラス) ぱんだ組(4歳児クラス) きりん組(5歳児クラス)
子育て支援室	1室	27.00 m ²
多目的室	1室	27.00 m ²
調理室	1室	43.0 m ²
事務室	1室	36.18 m ² (医務室を兼ねる)

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	パート勤務	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
保育教諭	20	11	9	
栄養教諭	1	1		
調理員	2	1	1	
看護師	1		1	
事務員	(1)			副園長兼務

当園では「富岡市特定教育・保育施設及び特定地位型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日富岡市条例第 20 号。以下『条例』という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
副園長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）（ローテーション有）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）（ローテーション有）
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
事務員	

※ローテーションにより、各保育教諭・調理師の勤務日数及び勤務時間帯は異なります。

※ 勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育・教育を提供する日

保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日とします。ただし年末年始（12月29日～1月3日）及び国民の祝日、国民の休日は休園とします。

7 保育・教育を提供する時間

保育・教育を提供する時間は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供致します。（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、30分100円の利用者負担が必要になります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定し

ます。) なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分まで又は16時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、30分100円の利用者負担が必要になります。)

(3) 1号認定児に係る教育(保育)時間

1号認定の教育(保育)は各施設で定めることができます。当園では午後の時間、おやつの時間、お帰りの時間までが教育であると考えていますので、教育(保育)時間は8:00~16:00です。また、教育の観点から土曜日休み、夏休み(8/1~8/31)、冬休み(12/29~1/4)、春休み(前年度保育修了式翌日~当年度入園式前日)があります。

8 提供する保育等の内容

当園は、認定こども園保育教育要領(平成29年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の保育・教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育・教育を提供します。

(2) 保育内容

- ・産休明けより乳児保育を行っています。
- ・通園可能な児童を対象に障害児保育を行っています。
- ・坐禅、英語などの教育、そして園バスを使用しての園外保育も取り入れています。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		12時00分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 延長保育児には、おやつの提供があります。

※ 献立表は毎月別途 お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

当園は、子育て支援を目的とし、一時預かり事業・延長保育事業・乳児保育事業を行っています。

一時預かり事業	就労形態の多様化に伴う一時的な保育。保護者の疾病等により「緊急時や子育ての心理的肉体的な負担解消などのため」一時的な保育を行う事業。
---------	--

9 利用料金

(1) 保育・特定教育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（※別表参照）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせいたします。

別表

1号認定	必	◎給食費（副食+おやつ） 月額 4,800円
平日 8:00~16:00	須	*お米代は別徴収となります。（700円/月）
土・日・祝日：休み	選 択	◎延長時間
夏休み：8/1~8/31		・7:00~8:00 100円/30分
冬休み：12/29~1/4		・16:00~18:00 100円/30分
春休み：保育終了日翌日~ 入園式前日		各休み期間中のご利用は一時預かりとなります。1号認定保育時間、 <u>基本料金300円+給食費250円で550円/日</u> となります。 土曜に園行事を行う時は無料で参加できる。
2号・3号認定 （標準認定児）	必	◎2号認定児のみ（月~金曜日の月額設定です）
月~土 7:00~18:00	須	主食（お米） 費 月額 700円 副食 + おやつ 費 月額 4,800円
2号・3号認定 （短時間認定児）	選	延長保育料（土曜日保育は延長はありません）
月~土 8:00~16:00	択	・（標準時間）18:00~19:00 100円/30分
日・祭日休み		・（短時間）7:00~8:00 100円/30分
閉園日 12/29~1/3		16:00~降園まで 100円/30分
【1・2・3号認定児共通】		
項目	金額	
保護者会費	月額 400円	
絵本代	月額 350円~450円	
旅行代金等	実費徴収	

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4) 保育料の滞納が半年(6ヶ月)以上続いたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	滝田医院
医 院 長 名	滝田孫一（担当医 滝田留美）
所 在 地	富岡市富岡 1473-8
電 話 番 号	0274-62-2511

(2) 歯科

医療機関の名称	曽根歯科医院
医 院 長 名	木村 暢
所 在 地	富岡市富岡 1258-2
電 話 番 号	0274-62-0475

(3) 薬剤師

薬 剤 師 名	金久保 育代
所 在 地	富岡市田篠 1631-13
電 話 番 号	0274-89-3788

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

緊急時連絡先	医療機関名	公立富岡総合病院
	所在地	富岡市富岡 2073-1
	電話番号	0274-63-2111

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 大塚 好栄（主幹保育教諭） ・苦情解決責任者 小安さゆり（園長） ・ご利用時間 8：00～17：00 ・電話番号 0274-62-0300 ・FAX 0274-62-0301 	
当園 ご利用相談窓口	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。また、要望・苦情受付箱も設置してあります。	
第三者委員	河野 文江	電話番号 0274-62-3029 役職 富徳会監事
	岡部 千秋	電話番号 0274-60-1331 役職 富徳会評議員

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 ・非常警報装置 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 防犯・風水害訓練も年1回以上実施します。

15 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険（東京海上日動火災保険）
	園児団体傷害保険（東京海上日動火災保険）
	災害共済給付制度加入
保険の内容	こども園の管理下における児童の負傷・疾病・傷害・死亡
保険 金額	全額園負担

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は禁止しています。

平成 30 年 4 月 1 日 作 成
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 元 年 10 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 7 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 7 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正